

# 主論文の要約

博士論文題目: フェミニスト制度論的政治理論の理論的考察  
——「経験的研究の分析枠組みとしてのフェミニスト制度論」パラダイムを越えて

左高 慎也

本稿の目的は、フェミニスト制度論 (Feminist Institutionalism) と、規範的なフェミニズム政治理論 (Normative Feminist Political Theory) とを架橋するための1つの方法を提案することである。政治学におけるジェンダー研究 (以下、「ジェンダーと政治」研究と表記する) は、ここ数十年で飛躍的に発展を遂げている。このような研究上の発展は、価値や望ましさについて論じる規範的な政治学のみならず、現実生じた政治現象を対象とする経験的な政治学にも及んでいる。「ジェンダーと政治」研究の近年の発展に、経験的な観点から貢献した理論として挙げられるのが「フェミニスト制度論」である。フェミニスト制度論とは、政治学における新しい制度論を、フェミニズムの視座から再構成する諸理論の総称である。このフェミニスト制度論は、「フェミニズム的でない制度論」と「制度論的でないジェンダー研究」の両方に対する問題意識から出発しており、これら両理論を統合しようという試みから生まれたものである。こうして誕生したフェミニスト制度論は、「ジェンダー化された制度 (Gendered Institutions)」という概念を中心として、一見ジェンダー中立な制度が、実のところはジェンダー不平等を再生産していることを経験的・実証的に明らかにしてきた。

このような先行研究の蓄積を踏まえつつ、本稿が取り組むのは、フェミニスト制度論をどのような「理論」として位置づけるべきかという問題である。これまでの議論においてフェミニスト制度論は、合理的選択制度論、歴史的制度論、社会学的制度論、言説的制度論と同じ次元に位置するような、経験的研究のための分析枠組みとして捉えられてきた。そしてそのような経験的研究を中心的役割としつつも、他方では、そうした研究から得られた知見を現実政治において実践しようとする「ジェンダーに配慮した議会 (Gender-Sensitive Parliaments)」という試みもなされ始めている。

そのためフェミニスト制度論は、現実政治を経験的に分析するための枠組みとして基本的には理解されている。そしてその延長線上に、いわば「フェミニスト制度論の応用編」として、フェミニスト制度論の知見を現実政治に実装する試みも行われている。本稿では、こうした理解の仕方を「経験的研究の分析枠組みとしてのフェミニスト制度論」パラダイムと呼んでいる。このような「経験的研究の分析枠組みとしてのフェミニスト制度論」パラダイム内部に留まることが問題なのは、議論の射程が既存の制度のありように規定されることとなるため、ジェンダー平等のための望ましい制度を規範的に構想することが極めて困難になってしまうからである。本稿が最終的に目指すのは、このパラダイムから脱却するための1つの方策として、従来の「フェミニスト制度論」とは区別された「フェミニスト制度論

的政治理論 (Feminist-Institutionalist Political Theory)」が必要だと主張することである。「フェミニスト制度論的政治理論」とは、制度に関する経験的知見を参照しつつも、ジェンダー平等の実現に向けた未来のあり得べき制度および制度変化を規範的に構想できるような理論を意味している。第7章で述べる通り、この理論は、①:「既に存在する制度の記述ないし説明」という従来のフェミニスト制度論の射程、②:現実には存在していないかもしれないが、望ましい制度の規範的評価および構想、③:①から②への移行プロセスを論じる理論としての制度変化論、の3つの側面から成り立っている。本稿が目指すのは、①の作業にこれまで主として取り組んできた先行研究に対して、②と③の重要性を提起することである。

本稿は、上記の目的を達成するために3部構成を採用しており、以下の通りに議論を展開する。【第1部 フェミニスト制度論は、どこから来て、どこへ行くのか?】では、近年の「ジェンダーと政治」分野において大きな関心を集めつつある、「フェミニスト制度論」と総称されるアプローチがどのような問題意識から主張されるようになったのかを考察すると同時に、そうしたアプローチが抱えている問題点を検討する。

より具体的には、まず第1章において、「ジェンダーと政治」をめぐって経験的研究と規範的研究がいかにして対話可能なのかを検討する。そのために、「ジェンダーと政治」研究においては、「理論と実践」という軸と「経験と規範」という軸が同一視されがちであることを指摘したうえで、両軸は区別される必要があると主張する。そこで本章は、この区別に基づいて、「理論と実践」と「経験と規範」の複雑な絡まり合いを4つの類型に分類する。さらに本章の関心とも大きく重なった議論を展開しているヨハンナ・カントーラとミック・バールーによる、「ジェンダー平等」に取り組むための4つの研究戦略を検討したうえで、経験的研究における「理論」として括られがちなクリティカル・マス理論とフェミニスト制度論を仔細に検討することで、これらの理論が有する規範的な側面を明らかにする。

次に第2章では、そもそもフェミニスト制度論がどのような理論状況を背景として主張されるようになったのかを明らかにする。この検討から明らかになるのは、フェミニスト制度論が「フェミニズム的でない制度論」と「制度論的でないジェンダー研究」という2つの研究潮流の限界を乗り越えるために提唱されるようになったということである。もっとも、フェミニスト制度論は両研究潮流を完全に否定したわけではなかった。すなわち、フェミニスト制度論は、「フェミニズム的でない制度論」からは「制度論的」次元を、「制度論的でないジェンダー研究」からは「フェミニズム的」次元を、それぞれ受け継いでいるのである。

このような理解を前提としたうえで第3章では、「フェミニスト制度論の多様性」と呼ぶべき状況について批判的に検討する。ここで「フェミニスト制度論の多様性」とは、非常に多くの研究者が「フェミニスト制度論」という理論の有用性を主張したり、それを経験的な分析枠組みとして使用したりしているにもかかわらず、フェミニスト制度論がどのような理論であるのかという最も核心的な問いについては必ずしも正面から取り扱われていないために、それぞれの研究者が提示する「フェミニスト制度論」の種々雑多な構想が乱立している状況を指している。第3章では、そうした状況を方法論的多元主義として簡単に片付ける

ことはできないと主張する。

次に第4章では、フェミニスト制度論にとっての重要なテーマでもある「インフォーマルな制度」がどのように論じられているのかを考察する。フェミニスト制度論は、ジェンダー（不）平等においてインフォーマルな制度が果たす役割を強調することで、その重要性に注意を喚起している。しかしそのような意義を認めつつも、本章は以下の2点を理論的課題として指摘する。すなわち、インフォーマルな制度がどのように変化するのか、そして「（インフォーマルな）制度」と「構造」との差異はどこにあるのか、という課題である。そこで第4章では、構造からインフォーマルな制度を区別するべく、第三者による制度の執行と制度のコンプライアンスの2点への着目を、あり得る解決策として提案する。

そして第5章では、「フェミニズム的でない制度論」をフェミニスト制度論として再構成する際のハードケースとして目される合理的選択制度論についての検討を行う。フェミニズムの観点からすると、合理的選択論ないし合理的選択制度論は、制度内部における女性の選択を過度に強調することで、ジェンダーに関わる問題を女性個人の自発的選択に起因するものとして論じる傾向にあるために、制度の権力性を見逃してしまうという問題を有している。そのような問題を念頭に置きつつも、第5章では、「フェミニスト合理的選択制度論」の（不）可能性を探求するためには、合理的選択制度論にとっては非常に重要な、しかしフェミニズム理論からすれば厳しい批判の対象になるであろう、次の3点についてフェミニズムの観点から考察することが必要不可欠だと論じる。その論点とはすなわち、「経験」と「規範」の関係性、「合理性」仮定、方法論的個人主義である。

次に【第2部 「フェミニスト制度論」から「フェミニスト制度論的政治理論」へ——「経験的研究の分析枠組みとしてのフェミニスト制度論」パラダイムを越えて】では、「経験的研究の分析枠組みとしてのフェミニスト制度論」パラダイムを乗り越えるために、「フェミニスト制度論的政治理論」が重要となることを論じる。

そのためにまず第6章では、フェミニスト制度論がいかなる意味において「フェミニズム的」であるのかを考察する。より具体的には、ヴィヴィアン・ラウンズによる「ジェンダー化された制度」に関する理論を、ジェンダー概念の導入、「政治」定義の拡大、政治的变化へのコミットメントという3つの観点から精査する。その結果として、「政治」定義の拡大と政治的变化へのコミットメントという2点に関しては、依然として検討の余地があるということを示す。こうした視点をさらに推し進めると浮かび上がってくるのは、フェミニスト制度論を単なる分析枠組みとして理解するというスタンス自体が、その理論的射程を狭めているのではないかということである。

この考察を踏まえたうえで第7章において試みるのは、こうした「経験的研究の分析枠組みとしてのフェミニスト制度論」パラダイムから脱却するための方策として、「フェミニスト制度論的政治理論」を提示することである。フェミニスト制度論的政治理論は、①：「既に存在する制度の記述ないし説明」という従来のフェミニスト制度論の射程にとどまらず、②：現実には存在していないかもしれないが、望ましい制度の規範的評価および構想、③：

①から②への移行プロセスを論じる理論としての制度変化論の3点から構成されている。そのうえで第7章では、フェミニスト制度論的政治理論が依拠すべき基準として、(a)「制度の包摂性」、(b)「制度の再ジェンダー化というプロセスの重視」、(c)「『政治』と『非政治』の往還」、(d)「インフォーマルな制度に対する視座」、(e)「制度変化の不確実性の擁護」を提示する。

最後に【第3部 ジェンダー平等を実現するための制度と制度変化の規範的構想】では、まず第8章において、フェミニスト制度論にとって最重要課題の1つである制度変化論が、いかなる規範理論的含意を有するのかを検討する。この章では、「フェミニスト制度論は制度変化をどのように論じることができるのか」という問いに基づいた議論を行う。この問いに対する回答を提示するために、カレン・ベックウィズによる「制度の再ジェンダー化」という考え方を確認したうえで、ジョージナ・ウェイレンによる漸進的制度変化論の理論的意義を概観する。しかし本章は、こうした理論的意義を踏まえつつも、ウェイレンの議論には、漸進的制度変化の両義性と不確実性にどのように向き合うか、そしてそのような変化の不透明性をどのように評価するのかという点に関する考察が欠けていることを指摘する。そこで筆者は、漸進的制度変化、とりわけ制度転用を擁護するために、ジェンダー秩序論と闘技民主主義論それぞれの立場から考察を行う。

そして第9章では、フェミニスト制度論的政治理論に基づく制度構想がどのようなものであるのかを具体的に示すために、議会についての考察を行う。そのために、フェミニスト制度論に基づく「ジェンダーに配慮した議会」の試みを批判的に検討したうえで、カレン・セリスとサラ・チャイルズ、そしてゾーレ・コーバンによる議会構想をそれぞれ分析する。このような制度構想をめぐる先行研究を踏まえつつ、筆者は、第7章で提示したフェミニスト制度論的政治理論の5つの基準に基づいて、「選挙型の議会」と「非選挙型の議会」とを比較検討する。そのうえで、選挙院と籤院から成る二院制を、よりジェンダー平等に資するアリーナへと変化させるための方法について模索する。しかしながら、そのような制度構想にもかかわらず、フェミニスト制度論的政治理論は、「規範的な望ましさ」と「実現可能性」のジレンマに直面せざるを得ない。本章が最終的に主張するのは、そのようなジレンマを認識することが重要である一方、それでもなお、ジェンダー平等な方向へと制度変化を導いていくための方策として、ジェンダーの視点からのモニタリング機関を独立して設置することと、議会以外にも制度変化のためのアリーナを積極的に見出していくことが必要だということである。

最後に終章では、第1部、第2部、第3部におけるこれまでの議論を要約したうえで、本稿の理論的境界および課題について論じる。本研究の理論的境界としては、次の3点が挙げられる。すなわち、(1) 議会についての具体的な制度構想が依然として不十分であること、(2) フェミニスト制度論研究者による「フェミニスト制度論以前」および「フェミニスト制度論初期」の研究を十分にフォローできていないこと、(3) インターセクショナリティの視座が十分に貫かれていないことである。

本稿は、これらの限界を抱えているものの、これまでのフェミニスト制度論研究の理論的蓄積を受け継ぎつつ、「経験的研究の分析枠組みとしてのフェミニスト制度論」パラダイムから脱却するための1つの方策として、「フェミニスト制度論的政治理論」の重要性を明らかにしたという意義を有している。もちろん、フェミニスト制度論を発展させるためのアプローチは、本稿が提示してきた方向に基づくものだけとは限らない。より経験的ないし実証的な理論としてのフェミニスト制度論をさらに追求するというのも、重要なことである。しかし、これまでの「フェミニスト制度論」に関する理解を踏襲しては、望ましい制度構想については十分には語ることはできない。もしフェミニスト制度論が望ましい制度構想についても積極的に語ろうとするならば、「経験的研究の分析枠組みとしてのフェミニスト制度論」パラダイムを乗り越えて、「フェミニスト制度論的政治理論」を模索しなければならない。もちろん、本稿とは異なるタイプの「フェミニスト制度論的政治理論」があり得るかもしれない。そうであるからこそ、「フェミニスト制度論的政治理論」を今後積極的に論じていく必要がある。これこそが、本稿の主張である。